

旭川医科大学地域共生医育統合センター運営委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

旭川医科大学地域共生医育統合センター運営委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学地域共生医育統合センター運営委員会規程（令和元年旭医大達第54号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>旭川医科大学<u>地域共生医育センター</u>運営委員会規程 （趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、旭川医科大学<u>地域共生医育センター</u>規程（令和元年旭医大達第53号）第6条第2項の規定に基づき、<u>地域共生医育センター</u>運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（審議事項）</p> <p>第2条 委員会は、<u>地域共生医育センター</u>（以下「センター」という。）の運営に関する重要事項を審議する。 （略）</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	<p>旭川医科大学<u>地域共生医育統合センター</u>運営委員会規程 （趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、旭川医科大学<u>地域共生医育統合センター</u>規程（令和元年旭医大達第53号）第6条第2項の規定に基づき、<u>地域共生医育統合センター</u>運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（審議事項）</p> <p>第2条 委員会は、<u>地域共生医育統合センター</u>（以下「センター」という。）の運営に関する重要事項を審議する。 （略）</p>

【改正理由】

当該センターの改称に伴い、所要の改正を行うものである。